

# 仕 様 書

## 1 件 名

救急救命東京研修所内・外階段の手摺り設置工事

## 2 工事場所

東京都八王子市南大沢4丁目5番地  
救急救命東京研修所

## 3 工事可能期間

契約日から～平成31年3月22日（金）までの間とする。

※ 研修生が在寮中にあっては、階段通行量が少なくかつ安全が確保される土、日等休日での工事を原則とするが、平日でも通行に支障がなく、安全確保が担保される場合は、平日でも工事可能とする。

なお研修生の不在期間は、以下のとおりである。

- ① 平成30年8月20日（月）～平成30年8月27日（月）
- ② 平成31年1月21日（月）～平成31年2月1日（金）
- ③ 平成31年3月12日（火）～平成31年3月22日（金）

## 4 工事内容（詳細は別添工事内訳書を参照）

救急救命東京研修所の内・外階段の手摺り未設置箇所に手摺りを設置する。

## 5 設置条件

- (1) 使用する部材については、J I Sマーク表示品等安全補償認定を受けたものであること。屋外階段部分は、耐水性が確保されたものを使用すること。適格品であれば、メーカー不問。
- (2) 設置場所により壁面等が割れやすい材質の場合には、破損防止の十分な施工対策をとるとともに、建築基準法等に基づく十分な強度を有する手摺を設置すること。

## 6 作業条件

- (1) 作業時間は原則8：30～17：00（時間延長は別途協議）。
- (2) 工事開始前に工程表を提出し担当者と協議すること。
- (3) 施工に当たっては、建物内を汚損しないようにシート掛け等の適切な養生の措置を行うこと。
- (4) 施工に当たって発生した廃棄物は、請負者が責任を持って処分すること。
- (5) 本件の施工に当たっては、当研修所の業務・授業に支障がないよう、十分留意すること。
- (6) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生

した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに係員に報告するとともに、適正な処置を講ずること。

(7) 施工に当たって必要な電気・水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、当研修所の負担とする。

## 7 完成検査及び報告

(1) 検査については、工事完了後に係員の検査を受けること。

(2) 工事施工業者は、工事記録、工事完了届出書等の各種書類を作成し2部を救急振興財団に提出すること。

## 8 瑕疵担保責任

工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

## 9 その他

この仕様書に明記のない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに係員の指示を受けること。

## 10 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。